

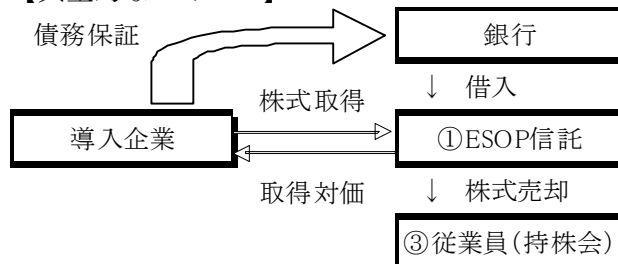


《会計・税務の知識》従業員インセンティブ付与型 ESOP

今年に入ってから既に10社を超える会社が新たな従業員インセンティブプラン（日本版 ESOP）の導入を決定しており、導入が本格化しています。平成20年11月に経済産業省より「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」（以下 ESOP 報告）が公表され、論点が整理されたものの、会計については会計上の取扱いが明確化されることが期待される旨を言及するにとどまっています。今回は、既に導入した会社の開示の状況を追ってみたいと思います。

1. 特徴的な ESOP スキーム

【典型的なスキーム】



平成20年1月以降、ESOPの導入を決定し、IRをした上場会社の中で、次のように特徴的な設計をしている会社があります。

- ①A社では、自社株式の購入の器として一般社団法人（SPV）を利用し、SPVが持株会に株式を順次売却する。A社がSPVに匿名組合出資をしているため、SPVで発生した損益は、A社に取り込まれていると推測される。
- ②自己株式の処分及び市場からの購入でスキームを設計する会社が多い中、新たに発行する新株式の割当を受けたり、取締役が兼任している資産保全会社から譲受けている会社がある。
- ③米国の本来のスキームと同様、退職時に従業員に株式を付与するプランとして、ESOPを利用している会社が、数社ある。

2. 会計上の個別論点

会計上の主な論点は、次の通りです。

- ①ESOP信託をオンバランスにするかオフバランスにするか。
- ②オンバランスにした時に、自己株式処分または新株発行を自己の取引として相殺処理するか。
- ③オフバランスにした時に、信託に対する債務保証についての会計処理をどうするか。

3. 有価証券報告書、四半期報告書

ESOP信託についてはオフバランスにし、連結もしないとした会社があり、次のように処理しています。

- ・ 債務保証については、注記事項
- ・ 借入弁済の可能性が高い場合には債務保証損失引当金を計上
- ・ 債務保証料収入は、収益として計上

しかしながら、ESOP信託を、本体と一体として処理しているESOP導入会社が多数を占めており、次のように処理しています。

- ・ 自己株式に含めて処理
- ・ ESOP信託から従業員（持株会）に譲渡等した時に自己株式処分差損益を計上

また、ある会社の開示内容によれば、ESOP信託から従業員持株会に譲渡した時に発生した自己株式処分差損について、利益剰余金を減少させたとの記載があります。通常の会計処理としては、自己株式処分差損は、まずその他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合はその他利益剰余金から減額します。つまり、この会社は、導入企業からESOP信託への譲渡が自己株式の処分であって、ESOP信託から従業員持株会への譲渡は、自分が処分したものではないという形式を重視したのではないかと推測されます。

4. 開示規制

平成21年12月11日に公布・施行された企業内容等の開示に関する内閣府令によって、平成21年12月31日以後終了事業年度に係る有価証券報告書から、信託等を利用した従業員持株制度について記載することが義務づけられました。株式の流動性は、投資家にとっても重要な情報ですので、より充実した開示の法規制が整ったと評価できます。

5. 結び

日本版ESOPは、従業員持株会での問題点①株式の流動性が低い企業において、市場からの取得が困難になる可能性があること②継続的に市場等から株式を取得する時に、株価変動リスクが伴い取得コストが安定していないことを払拭するというメリットがあります。また、導入企業にとっても、債務保証実行に伴うリスクを負うものの、仕組みをかませることにより銀行からの資金調達が可能となります。

政府も、有用性について一定の評価をし、法整備をすすめていますので、今後さらに導入企業の増加が見込まれます。

（文責：山口）